二　次に掲げる額の合算額

イ　控除対象各月老齢給付額の総額

ロ　控除対象各月障害等給付額のうち、死刑再審無罪者がみなし計算対象期間の各月において各月みなし計算給付額の老齢給付を受けることができるものとして、国民年金法第二十条その他法務省令で定める規定が当該各月において適用されていたとしたならば、当該各月において支給が停止されることとなった額（当該各月における各月みなし計算給付額に相当する額を限度とする。）に相当する額の総額

ハ　老齢給付の支給開始年齢到達日から無罪判決確定日までの間に死刑再審無罪者に対して支給された厚生年金保険法による障害手当金の額

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　みなし計算対象期間　老齢給付の支給開始年齢到達日の属する月の翌月から無罪判決確定日の属する月までの期間をいう。

二　各月みなし計算給付額　死刑再審無罪者が六十歳に達した日に納付対象期間に係る保険料が納付されたものとみなした場合におけるみなし計算対象期間の各月における月分の老齢給付の額として給付ごとに計算される額をいう。

三　老齢給付　国民年金法による老齢基礎年金及び第十二条各号に掲げる給付をいう。

四　支給開始年齢到達日　老齢給付の支給開始年齢（法第三条第一項に規定する支給開始年齢をいう。）として給付ごとに法務省令で定める年齢に達した日をいう。

五　控除対象各月老齢給付額　みなし計算対象期間の各月において死刑再審無罪者に対して支給された控除対象老齢給付（前条第一号又は第二号に掲げる給付をいう。）の額をいう。

六　控除対象各月障害等給付額　死刑再審無罪者に対して支給された控除対象障害等給付（前条第三号又は第四号に掲げる給付（厚生年金保険法による障害手当金を除く。）をいう。）の額をいう。

（特別給付金の支給の請求）

第十五条　特別給付金の支給を受けようとする死刑再審無罪者は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に特別給付金の支給を請求しなければならない。

（未支給の特別給付金）

第十六条　死刑再審無罪者が特別給付金の支給を請求した後に死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき特別給付金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の特別給付金の支給を請求することができる。

2　未支給の特別給付金の支給を請求しようとする順序による。

3　未支給の特別給付金を受けるべき者の順位は、前項に規定するときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（省令への委任）

第十七条　この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、法務省令又は厚生労働省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年九月二十四日）から施行する。

（経過措置）

第二条　法附則第二条の規定により法第二条及び第三条の規定を読み替えて適用する場合における第二条第二項及び第三項、第八条並びに第十四条の規定の適用については、第二条第二項第一号中「無罪判決確定日（同項に規定する無罪判決確定日をいう。以下同じ。）」とあり、並びに同項第二号、同条第三項、第八条及び第十四条中「無罪判決確定日」とあるのは「法の施行の日」と、同条第二項第三号中「第十二条各号」とあるのは「附則第三条各号」とする。

第三条　法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第三条第一項のその他政令で定める給付は、次のとおりとする。

一　国民年金法による付加年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金並びに旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金

二　厚生年金保険法による老齢厚生年金及び旧厚生年金保険法による通算老齢年金

第四条　法の施行の日前に死刑再審無罪者となった者であって、旧国民年金法第七条第二項第七号に該当する者であった期間のうち昭和六十年法律第三十四号附則第八条第五項第一号に掲げる期間に該当する期間（無罪判決確定日以後の期間に限る。以下この項において「特定期間」という。）を有するものが、第二条第一項の規定による申出と同時に、厚生労働大臣に当該特定期間に係る保険料の納付を希望する旨を申し出たときは、当該特定期間は、法の施行の日以後、旧被保険者期間とみなす。

2　法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第二条第三項の規定により保険料が納付されたものとみなされた前項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間については、昭和六十年法律第三十四号附則第八条第五項の規定は、適用しない。

別表第一（第二条関係）

昭和三十六年度	八・六一二
昭和三十七年度	八・一一一
昭和三十八年度	七・六三六
昭和三十九年度	七・一八六
昭和四十年度	六・七五九
昭和四十一年度	六・三五四
昭和四十二年度	五・九七一
昭和四十三年度	五・六〇七
昭和四十四年度	五・二六三
昭和四十五年度	四・九三七
昭和四十六年度	四・六二七
昭和四十七年度	四・三三四
昭和四十八年度	四・〇五六
昭和四十九年度	三・七九二
昭和五十年度	三・五四二
昭和五十一年度	三・三〇五